

入札公告

よさこい高知文化祭2026及び関連行事に係る記念誌及び記念アルバム作成委託業務に係る一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条により公告します。

令和8年6月26日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 よさこい高知文化祭2026及び関連行事に係る記念誌及び記念アルバム作成委託業務
- (2) 業務の内容等 別紙1「よさこい高知文化祭2026及び関連行事に係る記念誌及び記念アルバム作成委託業務仕様書」のとおり
- (3) 業務の期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 入札方法 一般競争入札

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和6年度から令和8年度 競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者で、県内事業者として登録されている者であること。
- (3) この入札参加依頼の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

3 入札資格の確認方法等

入札参加者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

入札参加者は、県から書類等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された申請書を確認した結果、不備が認められた場合は受付しないことがある。

- (1) 提出を求める書類
一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 添付書類
 - ・国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行した実績がある場

合は、それを証明する書類（契約書）等の写し

(3) 提出期限

令和8年7月7日（火）午後5時までに提出すること

(4) 提出場所

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県総合企画部広報広聴課

電話番号 088-823-9046

メールアドレス 080401@ken.pref.kochi.lg.jp

(5) 提出方法

電子メール、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

(6) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、令和8年7月9日（木）までに電子メールで通知する。

(7) 入札参加資格確認通知後において、入札参加者が次の事項のいずれかに該当するに至ったときは、この入札に参加することができない。

ア 2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

4 入札及び開札

(1) 一般競争入札参加者は、入札方法、条件、仕様書及び別添契約書（案）等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 契約条項を示す場所、入札公告の交付場所及び問い合わせ先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 本庁舎2階

高知県総合企画部広報広聴課

電話番号 088-823-9046

ファクシミリ 088-872-5494

メールアドレス 080401@ken.pref.kochi.lg.jp

(3) 入札書の記載内容等

ア 別紙様式の入札書には、次に掲げる事項を記載すること。

（別添「記入例」参照）

(ア) 入札書提出年月日

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び会社印、代表者印の押印（外国人の署名含む。以下同じ）。

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）並びに代理人であることの表示、当該代理人の住所、氏名及び押印。

(エ) 入札金額

a 入札金額は、業務に係るすべての費用を含んだ金額を記載すること。

b 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(オ) 契約件名又は対象

イ 入札参加者又はその代理人(以下「入札参加者等」という。)は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。

ウ 入札参加者等は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札書の提出方法

持参により提出することとし、その他の方法による入札は認めない。

(5)の日時、場所において投函すること。

なお、代理人による入札の場合は、入札書を投かんする際にあらかじめ委任状を提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年7月13日(月)午前11時

高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎1階会議室

(6) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

高知県契約規則第10条第2号の規定に該当すれば免除とする。

6 入札の無効

この入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

7 開札の方法

開札は、4の(5)の日時及び場所において入札参加者等の立会いで行う。入札参加者等は、すべての者が立ち会うこと。

開札した結果、落札となるべき入札がない場合は、再度の入札(最多2回)を行う。

入札に必要なもの(入札書、委任状、印鑑等)を持参すること。

8 落札者の決定

(1) 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(3) 入札価格が予定価格を超えない場合は、7の要領で再度入札を行う。

(4) 再度入札(最多2回)を行っても、なお予定価格を超えない場合は、最高価格者から順

次予定価格以上の価格において随意契約の折衝を行う。

9 契約保証金

高知県契約規則第40条第1号の規定により免除。

10 契約書の作成

要

11 契約条項

別添契約書（案）のとおり

12 本件入札に関する質疑事項

質疑事項がある場合は、別添様式「質疑書」により令和8年7月2日（木）午後5時まで
に4の（2）の場所に持参、電子メール又はファクシミリで提出すること。

なお、持参以外で提出した場合は、必ず電話で到達を確認すること。

また、質疑書に対する回答は、令和8年7月6日（月）までに高知県ホームページにて回
答するものとする。

13 その他

- （1）入札参加者及び契約の相手方が本件に関して要した費用は、すべて当該入札参加者及び
当該契約の相手方が負担する。
- （2）業務の施行に必要となる機器の搬入、設定及び調整等に要する費用は、契約の相手方の
負担とする。
- （3）落札者が、高知県から「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に
基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき
又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者
と契約を締結しないものとする。